

第14章 その他の環境保全対策

第1節 公害紛争・公害苦情の処理

1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられている。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っている。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、46年3月の設置以来14年3月末までに54件の調停事件の処理に当たった。

13年度は、前年度から繰り越された有料道路の騒音公害及び柏市第2清掃工場大気汚染等公害に係る調停事件2件と新たに千葉市内共同住宅用給水供給設備及び大網白里町・関宿町に立地する金属加工工場から発注する騒音・振動公害に係る調停事件3件の計5件について手続が進められた。

これら5件のうち有料道路騒音公害及び柏市第2清掃工場大気汚染等公害、千葉市内共同住宅用給水供給設備騒音公害に係る調停事件が終結し、残り2件は翌年度に繰り越しとなった。

2. 公害苦情相談

(1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めている。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び18市町において設置されている。

14年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各支庁に

52名が、また、市町村では101名が配置されている。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で108名、市町村で427名の職員が苦情の処理に当たっている。

(2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-14-1のとおりであり、13年度の新規受理件数は5,081件（県801件、市町村4,280件）である。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の約7割を占めている。

また、苦情件数を公害の発生源別にみると、空地743件、家庭生活701件、その他の工事業676件などとなっている。

表2-14-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

種類別	11		12		13	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	2,840	69.5	3,057	73.8	3,076	60.5
大気汚染	1,363	33.4	1,439	34.7	1,387	27.3
水質汚濁	210	5.1	215	5.2	200	3.9
土壌汚染	37	0.9	41	1.0	33	0.6
騒音	511	12.5	601	14.5	638	12.6
振動	110	2.7	74	1.8	83	1.6
地盤沈下	8	0.2	3	0.1	2	0.1
悪臭	601	14.7	684	16.5	733	14.4
典型7公害以外	1,241	30.5	1,088	26.2	2,005	39.5
計	4,081	100.0	4,145	100.0	5,081	100.0

第2節 環境犯罪の取締り

1. 環境犯罪

(1) 環境犯罪の傾向と取締り方針

県内の環境犯罪の状況は、産業廃棄物の無許可処分や不法投棄等の産業廃棄物をめぐる不適正な処理事犯が多発しており、悪質・巧妙化の傾向にある。

このため、警察では次に掲げる悪質な環境犯罪を重点に、計画的な取締りを推進している。

- ア 地域の生活環境を著しく破壊する事犯
- イ 行政の指導を無視して行われる事犯
- ウ 暴力団の関与する事犯

(2) 取締りの状況

13年中に検挙した悪質事件の主な事例は、次のとおりである。

- ア 無許可の産業廃棄物処分業者が、再三の行政指導を無視して、銚子市内に設置した処分場に、無許可の収集運搬業者が運搬して来た産業廃棄物を大量に投棄させ、埋立処分していたもので、大規模継続的に敢行されていたことから、地域住民の強い取締り要望を背景に被疑者多数を検挙した事件
- イ 夜間、無許可の産業廃棄物処分業者が、山林内に重機を持ち込み、同所において無許可の収集運搬業者が運搬して来た産業廃棄物をゲリラ的に投棄させた事件
- ウ 千葉市内の解体業者が、自社で解体し保管していた建設廃材を、行政機関の再三の指導に従わず、住宅街に設置された積替保管場所において焼却していたもので、地域住民の生活権を侵害していた事件

なお、同年中の廃棄物事件の検挙状況は、表2-14-2のとおりである。

表 2-14-2 廃棄物事件の検挙状況 (件)

法 令 態様別 年別	廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 違 反			
	無 許 可 処 理 業	不 法 投 棄	そ の 他	計
13年	14	40	21	75

表 2-14-3 海上環境事犯の検挙状況

法 令 態様別 年別	海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律違反				水質汚濁防止法 違 反			廃棄物の処理及び清 掃に関する法律違反			港則法違反		合計
	油類等 排 出	廃棄物 投 棄	廃船 投棄	計	排水基 準違反	そ の 他	計	廃棄物 投 棄	そ の 他	計	脱落防 止関係	計	
13年	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	5

2. 海上環境事犯

(1) 傾向と対策

千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況は、船舶及び臨海事業場からの油等の排出事犯は6件と前年とほぼ同様の発生件数であるものの、赤潮・青潮の発生件数については、平成13年は赤潮7件、青潮5件と前年を4件上回っており増加傾向にある。

このため、千葉海上保安部(含む木更津海上保安署)では、従来どおり悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と平行して計画的な監視取締りを実施するとともに、海洋環境保全思想の普及を目指して、特に一般市民に対する啓発活動を実施している。

(2) 取締りの状況

13年中は、通常の見取りの他、特に「一斉指導取締り期間」を設け、海上環境事犯に関して集中的に海陸一体となった取締りを実施した。

主な検挙事例としては、

- ・ パナマ船籍タンカーの一等航海士が本邦の領海内において過失により有害液体物質約33リットルを排出した事犯
- ・ ノルウェー船籍の貨物船機関士が過失により重油混じりの機関室船底ビルジ約300リットルを排出した事犯
- ・ 建造中の船舶から過失により作動油約3キロリットルを排出した事犯

がある。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は表2-14-3のとおりである。

そ
の
他

第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

1. 環境研究センターにおける調査・研究の推進

(1) 大気部

大気部は、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っている。

13年度において、大気関係・悪臭関係26、騒音・振動関係7、環境放射能関係1及び環境学習関係1の合計35課題について調査研究を実施した。それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」に詳述されている。

大気部は、大気関係3研究室、騒音振動関係1研究室において、調査研究業務を行っている。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の10の(1)のとおりである。各研究室における主要研究課題の推進の状況は次のとおりである。

ア. 大気環境研究室

当研究室では、大気汚染現象の解析、汚染物質の移流拡散、大気中におけるガス状汚染物質、浮遊粒子状物質、酸性雨、降下ばいじん及び悪臭並びに環境放射能等についての調査研究を行っている。

13年度の主な成果は以下のとおりである。

大気汚染現象の解析については、平成12年度に浮遊粒子状物質の環境基準達成率が大幅に向上したことを取り上げ、その原因について検討した。

結論的には、固定発生源からの窒素酸化物排出量の減少とディーゼル車の燃料として使われる軽油中の硫黄分の減少が環境基準達成率の向上に寄与したと考えられるが、最大の原因は浮遊粒子状物質の1日平均値が $0.100\text{mg}/\text{m}^3$ を連続して2日間超える地点が11年度は70%以上であったが、12年度はほとんどなかったことであった。

ガス状汚染物質については、13年度は12年度に引き続き、発生源周辺における有害大気汚染物質の実態を把握するため、固体吸着補集法による大

気中の揮発性有機化合物連続測定を実施した。その結果、当センターにおけるベンゼンの周辺固定発生源からの寄与率は、固定発生源方向からの風向時には70%程度と試算され、自動車からの寄与を含めて当地点の環境基準を達成するには、固定発生源の排出量を60%程度削減することが必要と試算された。

酸性雨関連では、県内11地点で毎月採取した湿性降下物のpHの年平均値は4.57～4.88であり、昨年度(4.47～4.72)よりやや上昇したものの11年度(4.83～5.26)に比べ低下した。全地点平均では4.72であり、12年度の4.58に比べれば酸性化の程度は減少したものの、10、11年度の4.97に比べれば約0.3pH酸性化している状況であった。上述の結果は三宅島噴火の影響によるものと思われる、13年度は12年度より噴火活動は低下しているものと推察された。

イ. ばい煙粉じん発生源研究室

当研究室では、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき有害大気汚染物質の固定発生源の排出基準、排出抑制基準等に係わる工場・事業場の立入検査を実施している。

13年度は、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生源施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を21事業所について実施した。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類特定施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査については9事業所について実施した。

ウ. 自動車排気ガス研究室

当研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態、自動車走行量の抑制、光触媒を利用した窒素酸化物除去技術等に関する調査研究を行っている。

13年度は昨年度に引き続き環境基準値が設けられたベンゼンを対象に、1-3ブタジエンに加え10種類の揮発性有機化合物(VOCs)を対象とした「自動車排出有害物質調査」を実施した。また、自動車排出粒子を対象とした「道路沿道周辺環境調査」を実施した。さらに、道路沿道周辺環境改善対策の一つとして注目されている光触媒を利用し

た大気浄化技術の試験施工に対する評価調査を実施し、実用化の促進を図った。

エ. 騒音振動研究室

当研究室では、騒音振動に関する調査研究や音に関する環境学習を行っている。

13年度の課題の一つとして、自動車交通騒音の面的評価の予測精度を検討した。騒音の環境基準（平成10年9月30日告示）では、幹線交通を担う道路に近接する空間における自動車交通騒音を、個別住宅を対象として地域的に評価する。この評価は全県を対象とするために予測計算によって行われる。国道16号柏市若柴地先において、実測値と環境省マニュアルによる予測値を比較したところ、道路端から後背地50mまでその誤差は小さく、同地点では面的予測評価の精度の高いことがわかった。今後、マニュアルに基づく計算のための係数の検討を行い、全県の幹線交通を担う道路の予測評価の精度を高める調査を継続する。

(2) 水質地質部

水質地質部は、水質汚濁、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するために必要な課題について、調査研究を行っている。

13年度においては、水環境関係17件、地質環境関係18件の合計35件の課題について調査研究を実施し、それらの成果は、「千葉県環境研究センター年報」等に報告されている。

また、県民を対象とした環境学習及び国際協力（研修生の受入れ）も推進している。

なお、個々の研究課題名とその概要は資料編のとおりであり、各研究室における主要課題の推進の状況は次のとおりである。

ア. 水質環境研究室

当研究室は、主に公共用水域の水質についての調査研究、印旛沼及び手賀沼の水環境改善のための調査研究及び化学物質による水環境汚染防止対策等についての調査研究を行っている。

公共用水域の水質についての調査研究として13年度は、東京湾については、赤潮の発生状況を把握するとともに、東京湾岸自治体の6機関と合同で、人工衛星ランドサットの運行日に合わせて水質の

同日調査を実施し、広域的な水質と人工衛星データを合わせて解析した。また、貧酸素水塊の動態調査を行い、貧酸素水塊の季節変化、年変化を鉛直分布として観測し、青潮発生機構と発生源の検討を行った。

河川については、高田川の本支川において硝酸性窒素等の水質調査と流域の汚濁負荷解析を行った。また、九十九里地域の河川である一宮川において、全りんの高濃度事例についての調査を行い、原因と見られる工場を推定し、指導した。

印旛沼・手賀沼の水環境保全に関する調査研究として、13年度は印旛沼・手賀沼の第4期湖沼水質保全計画策定等を支援するため、①排出負荷原単位、②水質シミュレーションモデルによる浄化対策の効果の評価及びモデルの改良について、水質保全課と共同で検討を行った。

水環境中の化学物質に関する調査研究としては13年度は、化学物質環境調査（水系）及び指定化学物質等検討調査（環境残留性調査）を行った。

イ. 排水研究室

当研究室は、主に事業場排水及び生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っている。

13年度は201人槽以上合併処理浄化槽について、ドライブイン等の事業場排水処理に使用した場合の処理能力の解析を行った。

生活排水に関しては、高度処理型小型合併処理浄化槽の処理能力について、冬期の調査を行った。また、合併処理浄化槽に転換する予定のある単独処理浄化槽使用家庭で生活排水水質調査を行い、合併処理浄化槽への転換効果把握のための基礎資料とした。

水質浄化技術に関しては、手賀沼ビオトープにおいて植生による浄化効果の調査を行った。

ウ. 地質環境研究室

当研究室では、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えて持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源の利用を行っていくための地下水盆管理の研究、地質汚染の除去と防止、地震などの地質災害低減のための研究を中心に調査研究を行っている。

13年度は、地下水盆管理に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表及び地下水位図としてまとめ公表した。

地質汚染に関する研究としては、有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行った。また、射撃場周辺の鉛汚染についての調査手法を確立した。

地質環境情報整理事業としては、13年度末までに約26,000本の地質柱状図を収集、整理し、入力した。これらの地質柱状図類の庁内利用も進んでいる。

地層の液状化・流動化に関する研究では、千葉県東方沖地震の際に液状化・流動化による地波現象が見られた利根川下流低地の佐原市石納付近で、トレンチに準ずる調査を行った。また、2001年芸予地震での液状化、流動化被害の現地調査を行った。

活断層の分布と評価方法に関する研究としては、関東地震の際活動した延命寺断層付近で地質調査を行った。また、消防地震防災課の「鴨川低地断層帯に関する調査」及び「千葉県地下構造調査」について調査協力をした。

強震動に関する研究では、地震時の震動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地震防災に役立てるため強震観測を継続し、12年度の観測記録のとりまとめを行い、表層地質と地震動との関係について解析、検討を進めた。さらに、県がこれまで観測した強震波形データの一部について、一般公開を開始した。

また、残土石による埋立・盛土からの地質汚染を防ぐため、適正立地の方法を検討し、これら埋立、盛土層内の汚染物質の埋設深度や分布等の調査方法を検討し、特に佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の地下水の水質監視を継続した。また、養老川中流の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明を行った。

(3) 廃棄物・化学物質部

廃棄物・化学物質部は廃棄物研究室と化学物質研究室から成り立っており、廃棄物研究室は廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する調査研究等を行い、化学物質研究室は大気、水質、廃棄物等に係るダイオキシン類に関する調査研究や環境ホルモンに関する調査研究等を行っている。

個々の研究課題名とその概要は資料編のとおりであり、各研究室における主要課題の推進状況は次のとおりである。

ア 廃棄物研究室

当研究室は廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究事業を行っている。

廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究においては、廃棄物の減量化・再資源化手法のひとつである溶解スラグについて、土壤環境基準の変更に伴い、県のスラグの利用促進指針の検討を行った。また、廃棄物に関する法律・条例や社会状況の変化に伴う廃棄物の内容の変化について調査した。

廃棄物の適正処理技術に関する調査研究については、平成6年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相・物性の調査を目的としてボーリング調査を引き続き実施した。さらに観測井を設置し、浸出水の挙動及び化学的变化も追跡調査した。また、最終処分場の管理の実態を調査し適切な管理手法について検討した。

イ 化学物質研究室

当研究室はダイオキシン類に関する調査研究及び外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に関する調査研究を担当し、汚染及び発生源の実態、汚染機構、環境汚染修復技術、分析法の改善・開発等について調査研究を行っている。

ダイオキシン類に関しては、常時監視事業の中で環境大気、環境水、地下水、土壌等環境各圏の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理に関して技術的な行政支援を行っている。

現行公定法ダイオキシン類分析は結果がでるまでに長時間かかる欠点があり、迅速な対応を求め

られる現場試験方法の開発が求められている。平成13年度は、ダイオキシン類分析クリーンアップ操作の簡易化を図り、数種の複合分離カラムについて適用条件を試験し、迅速分析法としてイムノアッセイ法等生物試験方法の導入についても検討を開始した。

また、昨年度に引き続き、県及び県内市町村が測定したデータについて、異性体、同族体濃度等の詳細を収集した。詳細資料から多くの異性体からなるダイオキシン類の分析値の精度管理手法を検討し、異常値の検出及び対処方法、委託仕様のマニュアル化、ダイオキシン類データベース構築の基礎資料として整理した。

2. 手賀沼親水広場における水質浄化・環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点施設として一般県民や地域活動に提供している。13年度の利用者数は20万5,191人であり、3年度開設以来の累計利用者数は約147万1,000人を数えている。

13年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、大人を対象とした「手賀沼環境教室」を実施するとともに、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」を開催した。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て隔週日曜日に当日の来場者を対象として「手賀沼ウォッチング」による船上見学等を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介した。

さらに、10月には国・県・市町村及び流域住民が一体となり「手賀沼ふれ愛フェスタ」を盛大に開催し、エッセイストの見城美枝子氏の講演会や環境いろいろ展などを実施した。

表2-14-4 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数（地域別内訳）
(13年度末現在)

流域の市・町	その他の県内	県外	計
985,232人	249,472人	236,451人	1,471,155人

(注) 流域の市町=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市・沼南町

第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っている。

1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度」による融資制度

(1) 概要

環境保全施設等の新設、購入若しくは改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金を融資するとともに、利子の一部を補助してきた。

なお、8年度より名称を「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資」と改め融資対象も拡大した。

さらに、13年11月より自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車（ディーゼル自動車の代替車両に限る。）又は、自動車に装着する装置も融資対象とした。

(2) 利用状況

13年度の融資依頼決定は4件である。

2. 「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

(1) 概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図る。

(2) 補助状況

13年度は、10団体に対し総額1,210万5千円を補助した。

第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされている。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場である。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事

項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられている。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届けなければならない。

なお、県は（社）千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っている。

表 2-14-5 融資の条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利子補給率	融資限度額	融資期間	融資対象
8	千円 305,000	千円 1,220,000	年2.7%	年1.6%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) ともに 80,000千円	〃 ※中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	①施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん 処理施設、汚水処理施設、 騒音・振動防止施設、地 盤沈下防止施設、悪臭防 除施設、化学物質汚染等 防止施設、エネルギー有 効利用施設、低公害車等、 造成緑地、産業廃棄物処 理施設 ②工場等移転資金
9	千円 310,000	千円 1,240,000	年2.7% 1月6日以降 2.5%	年1.6% 1月16日以降 1.4%	〃	〃	〃
10	千円 390,000	千円 1,560,000	年2.5%	年1.4%	〃	〃	上記①に、地下水汚染浄 化施設、ダイオキシン類 排出抑制施設、容器包装 廃棄物再商品化施設、環 境管理システム認証関連 施設を追加 ②工場等移転資金
11	千円 240,000	千円 960,000	〃	〃	〃	〃	〃
12	千円 200,000	千円 800,000	〃	〃	〃	〃	〃
13	千円 500,000	千円 2,000,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、自動車から排 出される粒子状物質の低 減のために有効なものと 認められる自動車又は自 動車に装着する装置を追 加
14	千円 500,000	千円 2,000,000	年2.3%	年1.3%	〃	〃	〃

表 2-14-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資決定額の単位：円)

年度	区分	移 転	汚 水 処 理 施 設	ばい煙・ 粉じん 処理施設	自動車等 低公害化 施 設	騒音・ 振動防 止施設	悪 臭 防 除 施 設	廃棄物 処理施設	その他	計
	11	件 数	—	—	—	—	—	—	2	—
融資決定額		—	—	—	—	—	—	36,500	—	36,500
12	件 数	—	1	—	—	—	1	2	—	4
	融資決定額	—	25,000	—	—	—	12,600	66,000	—	103,600
13	件 数	—	—	—	2	—	—	2	—	4
	融資決定額	—	—	—	50,600	—	—	55,440	—	106,040

表 2-14-7 年度別利子補給額

(単位：千円)

年 度	11	12	13
利子補給額	3,326	2,325	2,550

表 2-14-8 補助内容

対象機器	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から（1団体当たり200万円以上であることを要す。）国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1（財政力指数が1以上の市町村にあつては5分の1）以内。ただし、テレメータシステムの整備事業にあつては、4分の1（新規事業にあつては、2分の1）以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村当たりの補助限度額は500万円。

表 2-14-9 公害関係測定機器等整備事業補助状況

(補助額の単位：千円)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪 臭	公害一般	計	市町村数
	11	機器数	29	—	1	—	—	—	30
補助額		11,672	—	1,379	—	—	—	13,051	
12	機器数	6	—	10	—	—	—	16	5
	補助額	3,262	—	5,000	—	—	—	8,262	
13	機器数	19	—	7	—	—	—	26	10
	補助額	9,685	—	2,420	—	—	—	12,105	

そ
の
他

第6節 環境モニター制度

複雑多岐にわたる環境問題に対処し県民の環境に関する意見を環境行政に反映させるため、50年度に環境モニター制度を発足させた。モニターには、市町村長の推せんする300人を委嘱している。

13年度は環境全般、環境学習、廃棄物の不法投棄問題、ちば環境再生計画についてのアンケート調査を実施した（表2-14-10）。

表2-14-10 過去5年間の調査項目

9	環境全般・地球環境問題・産業廃棄物・残土対策について
10	環境全般・環境ホルモン・人工化学物質・地下水の保全とかん養（井戸・湧水復活再生）について
11	環境全般・アイドリング・ストップ・ごみの減量化と再資源化について
12	・通年項目・環境全般について・循環型社会とライフスタイルについて・生ごみの分別収集について
13	環境全般・環境学習・廃棄物の不法投棄問題・ちば環境再生計画について

第7節 関係地方公共団体との協力の推進

1. 近隣都県との協力の推進

公害防止を実効あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切である。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要である。これらのため本県では、七都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、関東甲信越静環境美化推進連絡協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところである（資料編11の(2)参照）。

2. 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かで着実な成果を上げることができる。そこで本県では、印旛沼水質保全協議会、手賀沼水

質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進している（資料編11の(2)参照）。

第8節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしている。

14年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりである。

1. 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めている。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布している（表2-14-11）。

表2-14-11 市町村の公害監視測定箇所数

	測定 市町村数	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	28	127	209	336
水質汚濁関係	48	32	1,619	1,651
騒音関係	27	25	288	313
振動関係	20	1	125	126

2. 公害防止協定

現在、44市町において、総数907企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指している。

市町村別では、野田市（135社）、柏市（98社）、市川市（96社）、で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（204社）、食料品（84社）、化学

(65社)等が多くなっている。

3. 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めている(図2-14-1)。

4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか16市町では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、13年度の実績は融資1件、450万円、助成255件、1億7,152万円となっている。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりである。

- ・千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、関宿町、白子町

5. 公害苦情相談

13年度において市町村が新規に受理した苦情件数は4,280件である。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,777件で、その内訳は、大気汚染1,276件、騒音634件、悪臭604件等となっている(図2-14-2)。

また、典型7公害以外は1,503件となっている。

6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められている。

13年度は、52市町村で769項目について実施されたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚濁関係505項目、土壌汚染関係109項目、大気汚染関係62項目、騒音関係42項目、その他51項目となっている。

なお、14年度は52市町村で648項目の調査研究が予定されている。

図2-14-1 市町村における主な事業別予算(14年度当初予算)

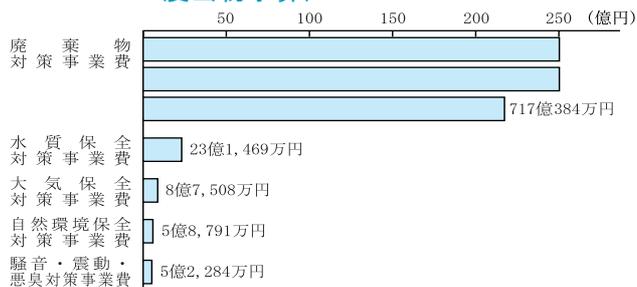


図2-14-2 市町村別受理件数

